

厚木市立小・中学校施設整備指針

令和3（2021）年10月

厚木市教育委員会

はじめに

厚木市立小・中学校は、昭和 45（1970）年以降の児童^{*1}・生徒^{*2}数の増加に伴い施設整備を進め、令和 3（2021）年現在、小学校 23 校、中学校 13 校の合計 36 校が整備されています。

学校施設は、児童・生徒を始めとする市民の皆様に安心して安全に利用していただくため、「厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針」に沿って予防保全や設備改修等を実施し、適切な維持管理に努めているところです。

そうした中において、学校教育における ICT^{*3}化や国際化の進展、少人数教育の推進等に伴い必要となる機能や諸室の増加、放課後における児童・生徒の居場所としての役割や東日本大震災を教訓とした地域の防災拠点としての重要性の高まりなど、学校施設に求められる役割は増大しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策など、児童・生徒の健やかな学びを保障していくための「新しい生活様式」に合った整備も求められています。

また、学校施設を含めた本市の公共建築物の多くは、1970 年から 1980 年代までを中心に整備を進めたことから、今後、施設の更新時期が集中するため、計画的に整備を進める必要があります。

こうした学校施設に求められる機能や役割を踏まえ、計画的に整備を進めていく上で必要となる整備の基本的な考え方や留意事項等を定める「厚木市立小・中学校施設整備指針」（以下「整備指針」という）を策定するものです。

なお、整備指針は、整備を進めていく中で、社会情勢の大きな変化や国及び本市の教育方針の大きな転換などにより、計画・設計の考え方が実態に合わなくなった場合は見直しを検討するものとします。

* 1 「児童」…整備指針では、市立小学校に通う 1～6 年生を指します。

* 2 「生徒」…整備指針では、市立中学校に通う 1～3 年生を指します。

* 3 ICT…情報・通信に関する技術の総称で、多くの場合、ICTは「情報通信技術」と和訳されます。

目次

第1章	施設整備の基本的な考え方	1
1	学校施設を取り巻く現状と課題	1
2	整備指針策定の目的	3
3	整備指針の位置付け及び適用範囲	4
4	整備に向けた六つの視点	5
第2章	施設整備の進め方	7
1	計画的な整備の実施	7
2	整備手法	7
3	整備期間	7
4	整備に係る計画・設計・工事の概要	7
5	市民の参加や情報提供	8
6	整備後の説明及び事後調査	9
第3章	学校施設の整備及び配置等	10
1	建物の整備及び配置	10
2	各諸室等の整備	11
第4章	学校施設の適正配置・開放等	13
1	学校施設の適正配置	13
2	学校施設の地域開放	13

第1章 施設整備の基本的な考え方

1 学校施設を取り巻く現状と課題

(1) 学校施設の老朽化

現在、市内には市立小学校 23 校、市立中学校 13 校の合計 36 校（155 棟）が整備されています。

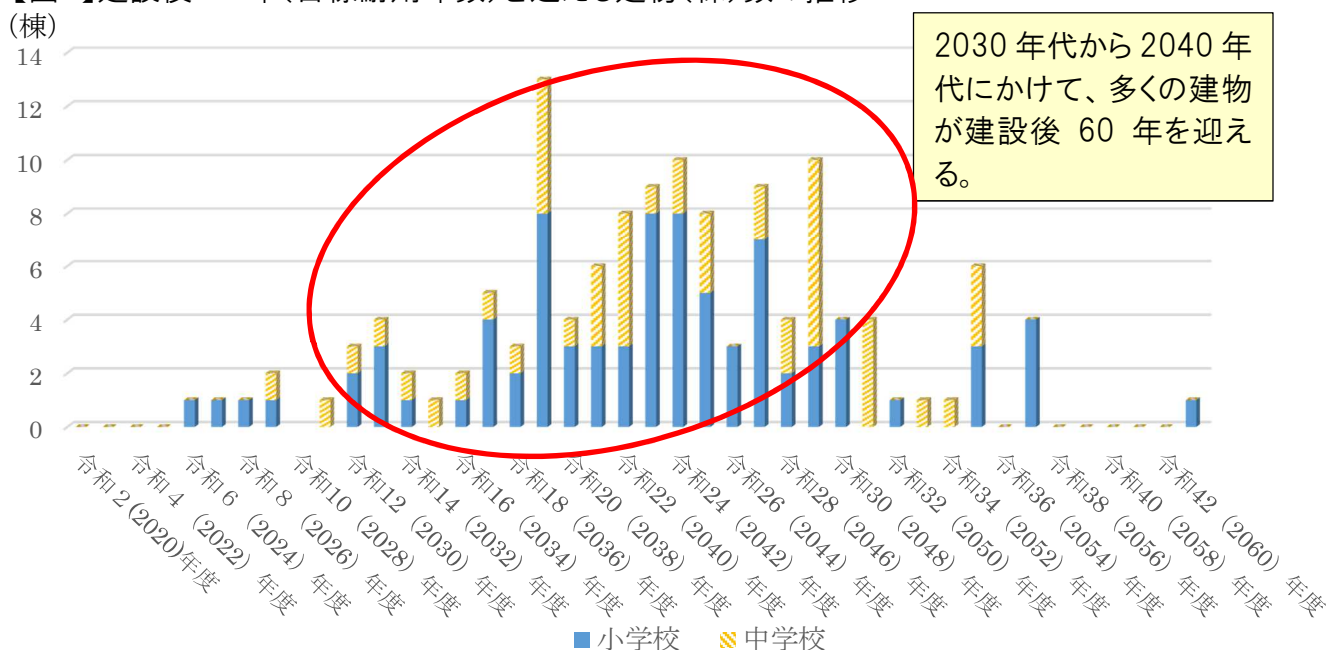
学校施設は、本市が保有している公共建築物における床面積の約半数を占めており、令和 2（2020）年度時点で、42.6%の建物が築 40 年以上経過するなど、老朽化が進んでいます。

また、昭和 45（1970）年以降の児童・生徒数の増加に伴い集中的に施設整備を進めてきたことから、2030 年代から 2040 年代にかけて、多くの建物が更新時期を迎えます（本市では、公共建築物の目標耐用年数を原則として建設後 60 年としています。）【図 1】。

なお、「厚木市公共施設最適化基本計画*¹」で行った試算では、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間における学校施設の建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円、合計で約 828 億円もの多額の費用が必要となる見込みです。

こうしたことを踏まえ、今後も持続可能な行政運営を次世代へと引き継げるよう、建て替え等の費用の削減・平準化を図りながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる環境を整えていくため、施設整備や改修を計画的に進めていく必要があります。

【図1】建設後 60 年(目標耐用年数)を迎える建物(棟)数の推移



(2) 教育ニーズの変化

市立小・中学校の多くが整備された昭和 45（1970）年以降、50 年が経過する中で、社会情勢の変化に伴い、学校教育に求められる質と内容は変化してきました。

平成 29（2017）年の学習指導要領の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓く力を一層確実に育成するため、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」や、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を重視することとされ、体験学習や外国語教育の充実、情報活用能力の向上、個に応じた発達の支援（障がいに応じた支援や日本語の能力に応じた支援等）などが位置付けられました。

本市では、平成 21（2009）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする「厚木市教育振興基本計画」において、基本理念である「未来を担う人づくり」に基づき、「拓く力^{ひら}」、「感じる力」、「築く力」の育成を基本目標に掲げ、ICT 化やインクルーシブ教育²、コミュニティ・スクール³の推進など、時代の変化に対応しつつ、児童・生徒が確かな学力を身に付ける教育を推進してきました。

また、令和 3（2021）年度を始期とする「第 2 次厚木市教育振興基本計画」では、基本理念である「未来を担う人づくり」を継承し、「挑戦」、「共生」、「創造」を新たな基本目標として掲げ、「GIGA スクール構想⁴」の実現、家庭・地域・学校の協働による教育活動の充実、教職員が子どもたちと十分に向き合える環境の整備などに取り組んでいきます。

今後も、社会情勢の変化により学校教育に求められる役割が変化していくことが想定されることから、将来を見据えた汎用性の高い学校施設を整備していく必要があります。

- * 1 厚木市公共施設最適化基本計画…人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的として定めた計画。また、学校施設の建て替え及び維持管理・修繕に係る費用の試算については、更新周期 60 年、建築後 30 年目に大規模修繕を実施する条件で、現在と同じ床面積に更新したと仮定した場合の費用
- * 2 インクルーシブ教育…共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育
- * 3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）…学校運営協議会制度を導入した学校。保護者や地域住民などが一定の権限と責任を持って学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み
- * 4 GIGA スクール構想…1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、並行して ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用の PDCA サイクル徹底などを進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとともに、災害や感染症の発生による学校の臨時休業などの緊急時においても、ICT の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する文部科学省の構想

(3) 児童・生徒数の推移及び推計

本市では、昭和 45（1970）年以降、児童・生徒数が大幅に増加しました。

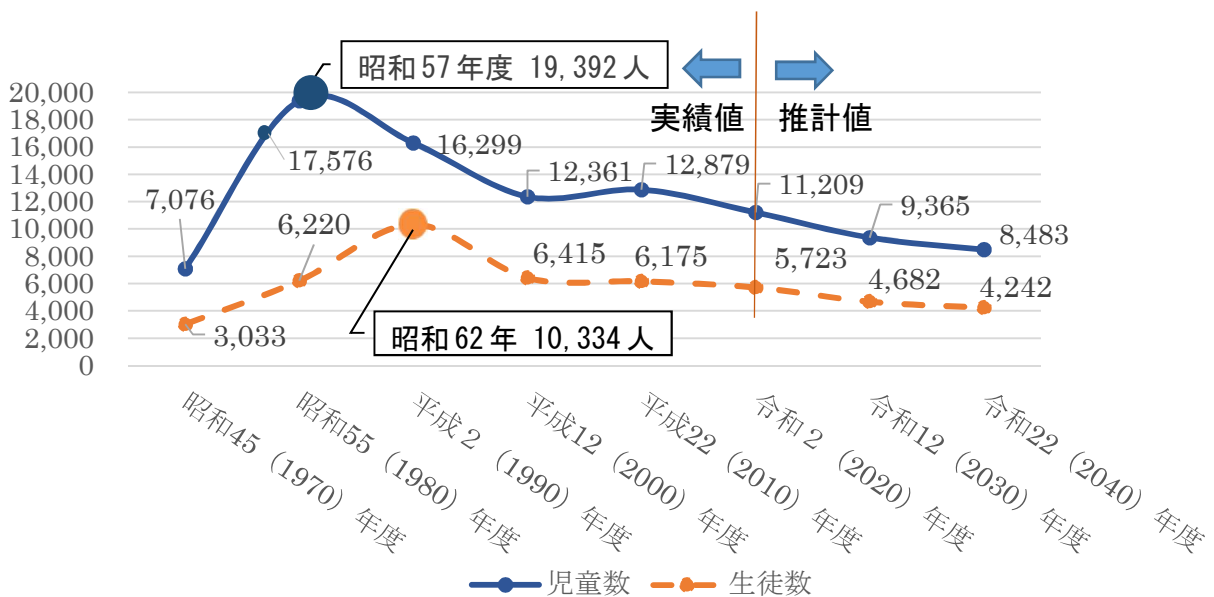
その後、児童数は昭和 57（1982）年の 19,392 人、生徒数は昭和 62（1987）年の 10,334 人、児童・生徒数の総数は昭和 60（1985）年の 28,568 人をピークに、以降は一時的に増加した期間はあるものの、減少が続いています【図 2】。

令和 2（2020）年度の児童数は 11,209 人、生徒数は 5,723 人であり、ピーク時と比較すると、児童数は約 8,200 人（△42%）、生徒数は約 4,600 人（△45%）減少しています。

将来推計では、今後も児童・生徒数の減少が予測されており、令和 22（2040）年には、児童数は 8,483 人、生徒数は 4,242 人となり、令和 2（2020）年度と比較すると、児童数は約 2,700 人（△24%）、生徒数は約 1,500 人（△26%）減少することが見込まれています。

このため、人口減少社会における児童・生徒の教育環境について、長期的な視点をもって検討する必要があります。

【図 2】 市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計



※ 将来推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」の値から、児童・生徒対象年齢区分を按分して算出

2 整備指針策定の目的

「厚木市教育振興基本計画」で定める教育目標の達成に必要な施設機能や良好な教育環境を確保するため、整備の必要性、教育上・安全上の効果等を整備指針という形で「見える化」し、長期的な視点をもって、より良い施設を統一的な考え方に基づいて整備することを目的とします。

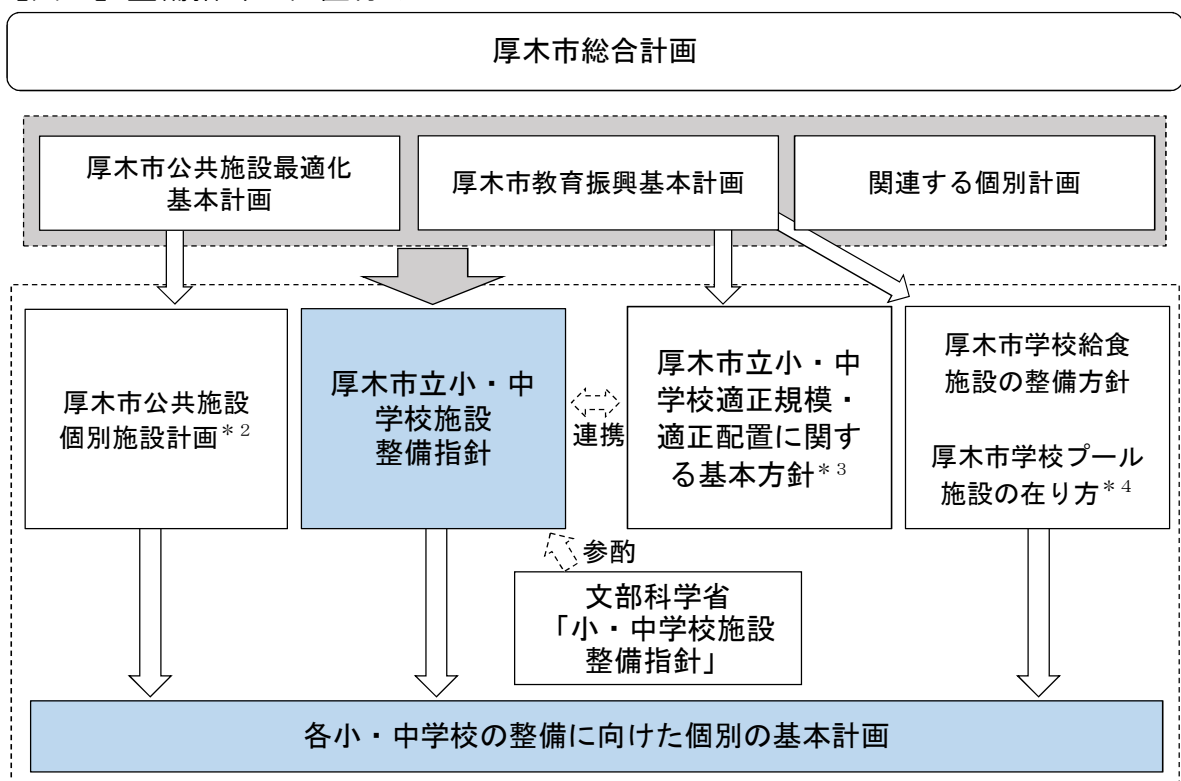
3 整備指針の位置付け及び適用範囲

(1) 位置付け

市の最上位計画である「厚木市総合計画」はもとより、市の教育振興のための施策に関する基本的な計画である「厚木市教育振興基本計画」、「厚木市公共施設最適化基本計画」や、関連する個別計画*1などに基づき、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」と連携し、施設整備を進めるための計画及び設計における基本的な考え方や留意事項等を定めるものです。

なお、各小・中学校の整備に向けた個別の基本計画は、本指針等に基づき策定します【図1】。

【図1】整備指針の位置付け



(2) 適用範囲

整備指針は、市立小・中学校の新築、建て替え及び増築に適用します。

なお、機能向上を図る長寿命化改修に当たっては、関連する規定を準用します。

- * 1 関連する個別計画…厚木市地域防災計画、厚木市地球温暖化対策実行計画などの個別計画
- * 2 厚木市公共施設個別施設計画…公共施設最適化基本計画に基づき、公共施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、改めて公共施設の現状を整理した上で、対策に係る優先順位の考え方、対策内容及び実施時期を定める計画
- * 3 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針…学校の規模適正化により、厚木市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図るため、学校規模の適正化の考え方や方向性を定めた方針
- * 4 厚木市学校プール施設の在り方…水泳指導や部活動での使用、夏季期間のプール開放での利用などのソフト面、施設の老朽化などのハード面の現状と課題を確認し、学校プールの在り方を整理するもの

4 整備に向けた六つの視点

(1) 児童・生徒が安心して安全に快適な生活を送ることができる学校

ア 耐震性の向上や防犯対策、感染症対策等に努め、児童・生徒、教職員及び地域住民の誰もが安心して安全に利用できる学校とします。

イ 学習の場であるのみならず、児童・生徒の生活の場であることに留意し、日照、採光、通風、換気、気温、湿度などの快適性や、心と体の健康を支える保健衛生に配慮した学校とします。

ウ 地震や浸水等に対する防災機能の強化、バリアフリー*¹化の推進やユニバーサルデザイン*²の採用などに配慮した学校とします。

(2) 今日的な教育ニーズに対応した学校

ア 新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、多様な学習形態や集団による活動が可能となる学校とします。

イ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育、外国人児童・生徒の受入れや国際化の進展を踏まえた国際理解教育、情報活用能力の育成や校務情報化に向けたICT化の推進など、今日的な教育ニーズに対応した学校とします。

ウ 保護者や地域住民が学校と共に知恵を出し合いながら教育活動の充実や学校課題の解決を推進するなど、地域と学校が協働して活動できる学校とします。

(3) 児童・生徒数の動向等を見据えた学校の整備

ア 児童・生徒数の推移や将来の推計を踏まえ、現状だけでなく、将来を見据え、適切な規模での整備を行います。

イ 普通学級、特別支援学級、通級による指導など、児童・生徒数に加え学級の種類や数などに留意し整備を行います。

(4) 地域コミュニティの場としての学校

ア 学校施設は、教育施設であるとともに、地域コミュニティを形成する市民にとって身近な公共施設であることから、地域のニーズに合わせ、周辺にある公共施設の複合化などを検討し、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ地域コミュニティの場となる学校とします。

イ 周辺環境への影響を抑制するとともに、地域の歴史や文化、街並みとの調和などに配慮した学校とします。

ウ 災害時の避難所機能に配慮した学校とします。

* 1 バリアフリー…もとは障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

* 2 ユニバーサルデザイン…バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

(5) 環境に配慮した学校

ア 再生可能エネルギーの導入、高断熱性の確保や高効率機器の導入を進めるとともに、工事に当たっては再生可能な材料の使用、仮設物や施工方法の簡略化など、環境負荷の低減や自然との共生等に配慮した学校とします。

イ 「厚木市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、木材利用の促進を図るため、施設の木質化などに配慮した学校とします。

(6) 公共施設最適化の視点を踏まえた学校の整備

ア 「厚木市公共施設最適化基本計画」、関連する個別計画などに基づくとともに、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」と連携し、計画的に整備します。

イ 限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に整備します。

ウ 施設のライフサイクルコスト^{*1}の低減及び長寿命化を図るため、高い耐久性、維持管理の容易性、将来の機能変化等への可変性に配慮した整備を行います。

* 1 施設のライフサイクルコスト…施設の計画、設計、施工から、維持管理、最終的な解体、廃棄までに要する費用の総額

第2章 施設整備の進め方

1 計画的な整備の実施

学校施設の整備に当たっては、「厚木市公共施設最適化基本計画」に基づき、計画的に整備します。

2 整備手法

設計・建設・維持管理・運営をそれぞれ個別に民間事業者へ委託又は市が自ら行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）に加え、効率的かつ効果的な整備等を促進し、低廉かつ良好な住民サービスを提供するため「厚木市 PPP/PFI 手法*導入の優先的検討に関する要綱」に基づき、PPP/PFI 手法の導入について検討します。

3 整備期間

従来型手法における整備期間は、6年（基本計画1年、設計2年、工事3年）程度を目安としますが、敷地条件等により設計・工事に困難が伴う場合などは、適切な計画年数を設定します。

また、PPP/PFI 手法による整備では、選択する手法により、必要となる手続等が異なることから、適切な計画年数を設定します。

4 整備に係る計画・設計・工事の概要

(1) 基本計画

校舎面積、必要諸室、施設設備や配置などの基本的な考え方を取りまとめ、学校施設の全体像を示す計画を策定します。

- ア 学校規模（校舎面積や児童・生徒数、学級数など）の整理・設定
- イ 必要諸室（種類や室数）や施設配置の整理・設定
- ウ 施設整備の考え方の整理・設定
- エ 施設整備に係る関係法令・条例等の整理・確認

* PPP/PFI 手法…PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な活用や行政による事業の効率化等を図るもの。PFI (Private Finance Initiative) とは、PPP の一類型であり、これまでの公共事業とは異なり、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法

(2) 設計

ア 基本設計

基本計画に基づき、具体的な施設配置や建物の平面と空間の構成、備えるべき機能や性能、意匠などの概要を作成します。

(ア) 基本設計図書の作成

(イ) 建築（配置図、各階平面図、立面図、断面図）、構造、電気設備、空調設備・衛生設備、外溝などの概略設計図面の作成及び概算工事費の算出

(ウ) 基本設計図書の作成に必要な什器・備品等の概略配置図の作成及び概算費用の算出

(エ) 学校施設のイメージ図の作成

イ 実施設計

基本設計図書に基づいて、意匠と技術の両面にわたって詳細な設計を進め、工事を実施する具体的な仕様等を決定します。

(ア) 実施設計図書の作成

(イ) 建築、構造、電気設備、空調設備、衛生設備、外溝などの仕様の決定及び工事費の算出

(ウ) 実施設計図書の作成に必要な什器・備品等の仕様の決定及び費用の算出

(エ) 工事発注に向けた関連資料などの作成

(3) 工事

実施設計図書に基づき、学校施設の建設を行います。

なお、工事に当たっては、児童・生徒の安全確保はもとより、学習活動等への支障が極力発生しないよう、教育環境の確保に努めます。

ア 工事の実施

イ 許認可、総合図、施工図、製作図、検査記録、竣工図などの作成

5 市民の参加や情報提供

(1) 市民の参加

基本計画策定に当たっては、市民の皆様の意見を可能な限り反映するため、意見交換会などを実施します。さらに、児童・生徒やその保護者、学校教職員、地域住民など、学校関係者の思いを幅広く反映するため、建設委員会などを設置するほか、アンケートやヒアリングなどを実施します。

(2) 情報提供

施設整備に当たっては、学校周辺の住民を始めとした多くの市民の方々に影響が及ぶことから、計画、設計及び工事の各段階において、説明会や市ホームページ、市広報等により積極的に情報提供を行います。

6 整備後の説明及び事後調査

(1) 整備後の説明

施設完成後、学校関係者や地域住民の方々に施設利用に係る説明の機会を設け、施設の有効利用を図ります。

(2) 事後調査

学校関係者への調査やアンケートを実施し、次の学校施設整備の参考として活用を図ります。

第3章 学校施設の整備及び配置等

1 建物の整備及び配置

「整備に向けた六つの視点」を踏まえ、学校施設全体の整備及び配置について、基本的な考え方や検討の方向性を次のとおり定めます。

(1) 建物の整備の考え方

- ア 施設規模は、現在の児童・生徒数、学級数だけでなく、市教育委員会が毎年度実施している「児童・生徒数及び学級数将来推計」等を踏まえ検討します。
- イ 施設規模等は、各種学校施設の国庫補助金の基準を原則として整備します。
- ウ 学校規模等を勘案し、必要な施設及び諸室等を整備します。
- エ 建築的な工夫等により、整備面積や整備コストの抑制を図ります。
- オ 児童・生徒数の状況に応じて柔軟に対応できるよう、建物の解体や減築、他の用途への転用がしやすい構造や工法を検討します。
- カ 日々の清掃やメンテナンスの容易性など、建物の維持管理に配慮した施設とします。
- キ 内装又は外装に木材を利用するなど、施設の木質化を図ります。なお、使用する木材は、本市産木材又は神奈川県産木材の導入に努めます。
- ク バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインや性的少数者の視点に基づき、誰でも利用しやすい施設とします。
- ケ 勾配屋根の導入など、夏季の高温対策等の温熱環境に適した施設とします。
- コ 太陽光発電設備の設置など、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいた省エネルギーや自然環境に配慮した施設とし、環境教育の視点も含め整備します。
- サ 事故や犯罪から児童・生徒を守ることができる安全性を確保し、安心して利用できる施設とします。
- シ 不審者の侵入を抑止する機能などに配慮します。
- ス 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく児童の安心・安全な居場所を確保します。
- セ 新型コロナウイルスを始めとする感染症の感染拡大防止に配慮した施設とします。
- ソ 地震や台風、集中豪雨、河川の氾濫などの自然災害に対して、高い防災機能を備えた施設とします。
- タ 学校の地域開放時や避難所運営時でも、学校が保有する個人情報を保護できる情報セキュリティの高い施設とします。

(2) 建物の配置の考え方

- ア 校舎棟は、移動の利便性や効率的な施設整備の観点から、原則として4階建て以下とします。なお、校庭面積の確保が困難な場合等においては、5階建て以上についても検討します。
- イ 施設は、日照、採光、通風、換気をできる限り確保します。特に、校舎棟については十分に配慮します。
- ウ 防犯及び事故防止の観点から、できる限り教職員の死角にならないよう各施設を配置します。
- エ 校舎、体育館等の周囲に緊急時の避難、維持修繕等に必要な一定空間を確保します。
- オ 災害発生時に児童・生徒が迅速に避難できる経路を考慮した配置とします。
- カ 地域における防災拠点としての役割を踏まえた配置とします。
- キ 学校が避難所等となる場合において、教育活動の再開期に、教育活動エリアと避難所エリアを分離できるとともに、双方の動線が交錯しないよう、普通教室群と体育館や特別教室の配置に配慮するなど、災害時の避難者受け入れや地域防災拠点としての運営等を考慮します。
- ク 体育館は、避難所としての機能や地域開放を考慮し、原則として地上に配置しますが、自然災害による浸水が予想される地域などで地域防災拠点等の機能が損なわれるおそれがある場合は、上層階に配置することを検討します。
- ケ 樹木は、周辺環境への配慮や法令等との整合性、維持管理のしやすさを踏まえ、種類や数量、大きさ（高さ）を設定し、植栽します。

2 各諸室等の整備

各諸室等の整備における基本的な考え方や検討の方向性を次のとおり定めます。

(1) 学習環境・空間等

- ア 温かみと落ち着きのある空間づくりや環境面に配慮し、内装を木質化するなど素材に配慮します。
- イ 落ち着いて集中しやすい学習空間を確保するため遮音性に配慮します。
- ウ 自然採光、自然換気等による良好な環境条件の確保に留意しつつ、必要に応じて照明設備や冷暖房設備、換気設備等を組み合わせ、良好な温熱環境のもと、ゆとりと潤いを感じられるよう配慮します。
- エ 多様な学びやリモートでのコミュニケーションなどに対応できるようICTを日常的に活用できる環境整備に配慮します。
- オ 設備や教具の多様化に対応した収納スペースや空間を確保します。
- カ 児童・生徒数に応じて間仕切りを設置し、フレキシブルに対応できるよう可変性を考慮します。

キ 教室は、学校生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応できる広さと機能性を備えた仕様とします。

ク 各教科の目的や各学級の特性等に対応できる仕様とします。

ケ 特別教室等は、学校規模を踏まえるとともに、使用率等を勘案し、必要な諸室の数、面積等を確保します。

コ 薬品などの危険物を安全に保管できる機能を設けます。

サ 共用スペースは、児童・生徒を始めとした施設利用者が安心して安全に利用できるよう、安全性や効率性を考慮した上で、教育環境の充実につながる機能付加についても配慮します。

(2) 防犯・安全対策等

ア 施錠管理や警報ベルなどについては、セキュリティの向上及び使いやすさに配慮します。

イ 扉にはガラス開口を設置し、廊下側から室内の様子が確認できるよう配慮します。

ウ 災害時の避難などを想定し、出入口を複数箇所整備し、避難しやすい配置とします。

エ 児童・生徒などの動線について配慮するとともに、災害時における避難等を考慮した配置とします。

オ 現在地の表示やエリアごとの色分け、分かりやすいサイン表示を行うなど、校舎内での位置を直感的に確認できるよう配慮します。

カ 管理諸室は、防犯・安全面、諸室配置の最適化などの観点から、1階を中心に配置しますが、立地場所に浸水が想定される場合などは、2階以上への配置を検討します。

第4章 学校施設の適正配置・開放等

1 学校施設の適正配置

学校施設の整備に当たっては、「厚木市公共施設最適化基本計画」、関連する個別計画などに基づき、施設の適正配置（複合化、集約化等）について検討します。

検討に当たっては、次に掲げる項目を含め、教育環境や学校運営への影響を十分考慮します。

- (1) より良い教育環境と安全確保に万全を期すとともに、複合化する施設における活動内容を考慮し、発生する音や視線、動線などに配慮します。
- (2) 施設の有効活用や床面積の削減の観点から、施設の相互利用、相互交流を検討し、施設全体の多機能化、高機能化を推進します。
- (3) 学校施設及び複合化する施設の専用部分と共同利用部分について、区域を明確化するとともに、防犯対策や管理に関する責任の所在を明確にし、学校運営に負担が発生しないよう十分配慮します。
- (4) 放課後の児童の居場所・活動場所として、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、各地域の実情を踏まえつつ、原則として小学校敷地内に市立放課後児童クラブや放課後子ども教室を整備します。なお、整備に当たっては「あつぎ子ども未来プラン」との整合性を図るとともに、他の複合化する施設と同様に、施設の専用部分と共同利用部分についての区域を明確化し、防犯対策や管理に関する責任の所在を明確にします。

2 学校施設の地域開放

学校施設は、地域防災や放課後の児童・生徒の居場所・活動場所など、地域活動の拠点として重要な役割を果たすことから、次に掲げる項目を始め、教育環境や学校運営への影響を十分考慮し、地域開放を行う施設や設備、運用方法等を検討した上で、整備します。

- (1) 学校施設を地域住民等に開放する際には、非開放部分に立ち入らないように施設・運営面での措置を講じます。
- (2) 市立小・中学校は、「厚木市地域防災計画」において地震や水害など災害発生時における指定避難所として位置付けられていることから、同計画に基づき、避難所運営を円滑に行うため、施設機能等の充実を図るとともに、災害時においても学校運営を早期に再開できるように、地域開放する区域を明確化します。

厚木市立小・中学校施設整備指針

令和3（2021）年10月発行

発行：厚木市教育委員会

編集：厚木市教育委員会教育総務部教育施設課